

4. 官民連携の推進

4-1. 市民参加の推進方針

都市緑化及び都市景観を含めたこれからの都市づくりでは、市民意見の反映と、市民と行政による協働のまちづくりの取り組みが必要不可欠です。また、花いっぱい運動等の協働による緑づくりは、市民に緑のふれあいの場を提供することで、環境教育の効果も期待できます。

そのため、「砂川市都市計画マスタープラン」における都市づくりの推進方策に基づき、市民が都市づくりの主役であることを明確に位置付けるとともに、市民と行政のパートナーシップを円滑に構築するため、個人としての市民や、町内会、ボランティア団体、NPO法人、企業・事業者などの団体や組織としての市民と、行政が、各々の責任の下適切な役割分担を明確にした上で、計画的かつ効率的な都市緑化の促進及び都市景観の形成のため、緑化活動への市民参加及びその推進を図ります。

○市民参加における役割分担

・市民の役割

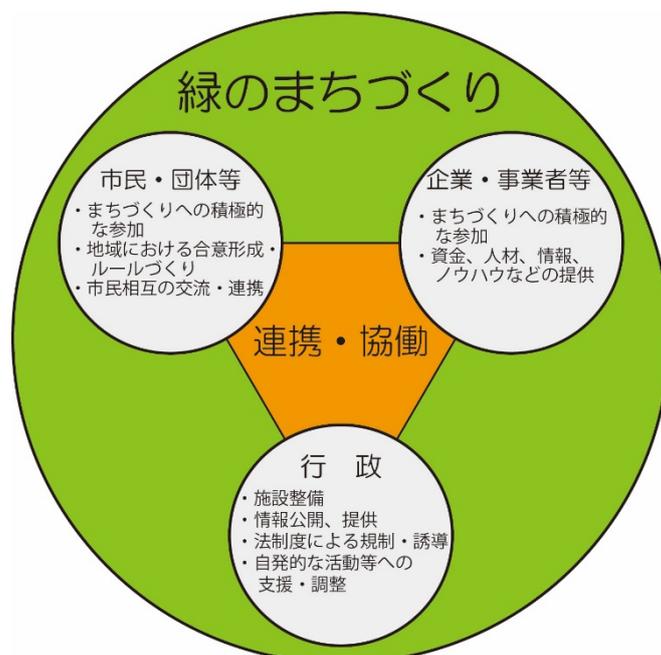
市民は、これからの都市づくりの主役として、市民自らの責任において、持続可能な方法により積極的に参加・行動し、都市づくりに主体的に参画する役割を担います。

また、団体や組織としての市民は、その特色（独自の専門性や知識・技術等）を活かして、市民の一員としての役割を担います。

・行政の役割

市は、市民参加が持続的かつ総括的に実施可能となる支援体制をつくとともに、砂川市協働のまちづくり指針に基づく施策を展開し、市民参加を円滑に推進する役割を担います。

■市民参加における役割分担のイメージ



○市民参加システムの充実

様々な市民・事業者の都市づくりへの参加を促すとともに、多様化する市民ニーズを的確に把握し、計画や事業などに反映させるため、アンケート調査、パブリックコメント、ワークショップ、ヒアリングなど、計画や事業の内容に応じた、市民参加システムの充実を図ります。

○体系的な市民参加活動を支える体制づくり

市民が主役となった参加と活動を進めるため、市民の都市緑化及び都市景観に関する活動の促進を図るとともに、それらを総括的かつ効率的に展開し、行政との結びつきを保ちながら持続的に実施するため、市民の代表が中心となった体系的な市民参加活動の支援体制づくりを図ります。

○市民参加意識の啓発

「自然と調和した快適で住みよいまち」をつくるためには、このまちで生活する市民が参加・行動して実現するものであることから、市民が都市づくりの主役であることを認識し、積極的に自立的かつ自発的な参加・行動ができるよう、市民参加意識の啓発推進を図ります。

○開かれた行政運営の推進

市民参加・活動を効率的に進めるため、計画づくりから事業実施までの各段階に応じ、市民が気軽に参加できる場の提供を図るとともに、都市づくりにおける行政運営・手続きにおける信頼性と透明性の確保を図ります。また、行政内部において各部署が横断的に連携した都市づくり体制の充実を図ります。

○市民参加による緑化活動推進の目標

上記の施策に取り組むことで、市民による豊かな緑と美しい街並み保全への参加を推進します。推進の目標は、「砂川市第7期総合計画」における市民参加による緑化推進に関する事業指標及び目標値と同一とします。

表 「砂川市第7期総合計画」の基本事業のうち、市民参加による緑化活動に関する事業指標及び目標値

指標名	現状値 (R元)	中間目標値 (R7)	最終目標値 (R12)	指標の説明
緑化推進団体数 (単位：件)	57	57	57	砂川市花いっぱい運動参加団体（施設）数及び緑あふれる公園都市推進市民会議、緑の募金参加団体の数

4 - 2. 民間との連携

○官民連携の推進

本市では、今までも市民参加による緑づくりを行ってきました。しかし、人口減少、少子高齢化に伴い、市民の体力や気力が減退して緑へのかかわりが希薄になることが懸念されます。この厳しい環境への対応のために、民間の力・知見を最大限発揮し、幅広い関係者の力を結集して、地元企業や団体が積極的に関わった官民連携を推進していくことが重要と考えます。

官民連携においては、企業花壇やスポンサー花壇、公園緑地における民間出店等に伴う環境整備（P-PFI[※]等）など、美しく魅力的なまちづくりを実現するためのシステムづくりを検討します。

※P-PFI：平成 29 年の都市公園法改正により新たに設けられた、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」（略称：P-PFI）と呼称。（「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン（国土交通省 都市局公園緑地・景観課）」より）